

ごみの適正分別にご協力ください

—次世代へ良い環境を引継ぐために—

千代田区内の事業所の皆さまへ

○テナント事業所の皆さんも廃棄物の処理に責任があります

事業所から排出される廃棄物は、事業者が責任を持って適正処理することと、減量とリサイクルを促進することが法律と区条例により定められています。

テナントビル内で事業を営む事業所の社員の皆さんにも適正な分別排出が求められています。

ビルが設定する分別基準（分別表示）に従って排出してください。

○プラスチックの分別に注意

多くの自治体では、家庭から出るプラスチック類を可燃ごみとして処理しています。

しかし、事業所から排出されるプラスチック類は「産業廃棄物」として処理する必要があり「可燃ごみ」に入れることはできません。



○紙ごみをリサイクルしましょう

オフィスから排出される紙ごみの多くはリサイクルが可能です。

再生可能な紙類を確認し、古紙資源として分別することをお願いします。

紙ごみの再資源化は森林保護にもつながり、環境保全に貢献します。

○埋立処分場を長く使用するために

可燃ごみを焼却して出た灰は東京湾の処分場に埋め立てられています。

この処分場は、都内で確保できる最後の場所で、使用できる期間は約50年をきったと言われています。

限りある埋立処分場を1日でも長く使用するため、廃棄物減量とリサイクルの促進が必要となっています。

千代田区 千代田清掃事務所

〒101-0021 千代田区外神田1-1-6

TEL 03-3251-0566

